

広島市立大学情報処理センター規程

平成22年4月1日

規 程 第 106 号

目次

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 情報処理センター運営委員会（第6条―第12条）

第3章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号）第6条第2項の規定に基づき、情報処理センターに関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 情報処理センターは、公立大学法人広島市立大学の基盤ネットワークシステム及び各種情報システムの導入及び管理運営を行い、教育研究及び大学の運営に資するとともに、地域の情報化に貢献することを目的とする。

（業務）

第3条 情報処理センターは、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 基盤ネットワークシステム及び業務系システムの導入及び管理運営に関すること。
- (2) 学外ネットワークとの接続に関すること。
- (3) 全学利用を前提とした情報システムの導入及び管理運営に関すること。
- (4) 教育用情報システムの導入及び管理運営に関すること。
- (5) 学内及び地域の情報化の技術支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、情報処理センターの運営に関すること。

（組織）

第4条 情報処理センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) 情報処理センター長
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な職員

（センター長）

第5条 情報処理センター長は、学長が指名し、理事長が任命するものとする。

2 情報処理センター長は、情報処理センターの管理運営をつかさどる。

3 情報処理センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、情報処理センター長の任期の末日は、当該情報処理センター長を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

4 情報処理センター長が辞任したとき、又は欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第2章 情報処理センター運営委員会

(設置及び構成)

第6条 情報処理センターに、情報処理センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 情報処理センター長

(2) 学部の教授会の議を経て学部長が推薦する専任の教授、准教授又は講師のうちから学長が任命する者 各学部1人

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が定めるところにより学長が指名する職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、前項第1号に掲げる委員の任期は、同号に掲げる職の任期による。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(招集)

第7条 委員会は、情報処理センター長が招集する。

2 情報処理センター長は、委員が会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して委員会の招集を請求したときは、委員会を招集しなければならない。

(議事)

第8条 委員会に委員長を置き、情報処理センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委

員長の決するところによる。

(審議事項)

第9条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報処理センターの管理運営の基本方針に関する事項
 - (2) 情報処理センターの諸規程の制定及び改廃に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、情報処理センターの管理運営に関する重要事項
- (職務代理)

第10条 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- 2 前項の規定により委員会に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、事務局教務・研究支援室において処理する。

第3章 雑則

(委任)

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、情報処理センター長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(情報処理センター長の選考の特例)

- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、公立大学法人広島市立大学の成立後の最初の情報処理センター長の選考については、公立大学法人広島市立大学最初の附属施設長選考規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。